

平成27年度  
第2回宮崎県河川整備学識者懇談会

次 第

日時：平成28年1月29日(金)

13:30～16:00

場所：県庁7号館744号会議室

1 開会

2 あいさつ

(宮崎県 河川課長)

3 議事

- (1) 指摘事項と対応(資料-1、資料-5)
- (2) 環境調査の結果とりまとめ(資料-2、資料-5)
- (3) 五十鈴川における治水対策の検討概要(資料-3)
- (4) 整備事例における環境への配慮の考え方(資料-4)
- (5) 今後のスケジュール(資料-6)

5 閉会

平成27年度第2回宮崎県河川整備学識者懇談会出席者名簿

(委員)

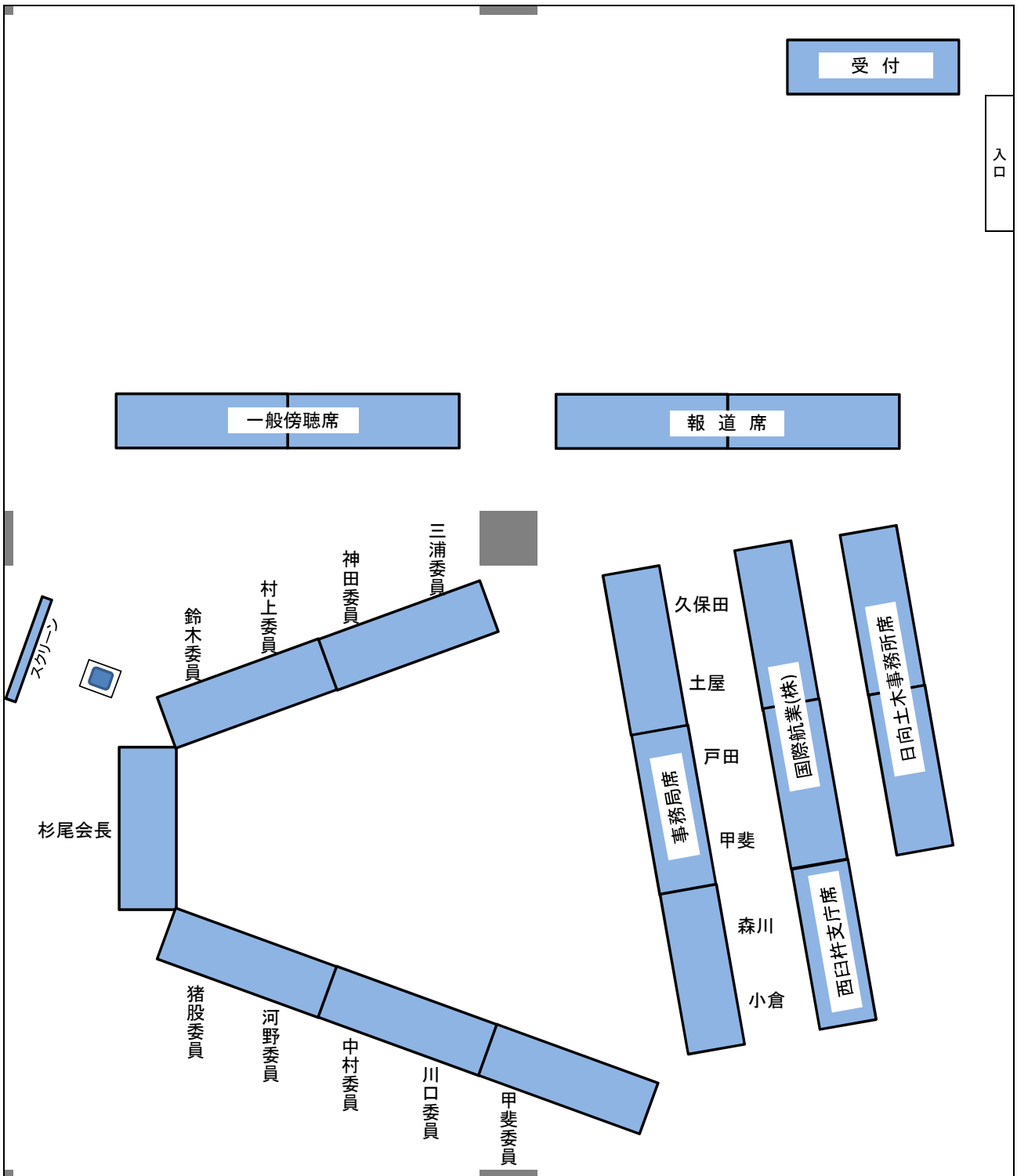
所属	役職名	氏名
宮崎大学	名誉教授	杉尾 哲
宮崎大学工学部	教授	鈴木 祥広
宮崎大学工学部	教授	村上 啓介
宮崎大学農学部	教授	神田 猛
宮崎大学農学部	教授	三浦 知之
宮崎県土地改良事業団体連合会	常務理事	猪股 敏雄
綾町役場エコパーク推進室	照葉樹林文化推進専門監	河野 耕三
宮崎大学農学部	非常勤講師	中村 豊
鉾脈社	専務取締役	川口 道子
県文化財保護審議会	前会長	甲斐 亮典

(事務局)

宮崎県県土整備部河川課	課長	土屋 喜弘
	課長補佐(技術)	小倉 弘康
	計画調査担当リーダー	戸田 正人
	計画調査担当	甲斐 裕之
	計画調査担当	久保田修司
	計画調査担当	矢野 裕貴
	河川担当主査	森川 慎也

平成27年度 第2回宮崎県河川整備学識者懇談会

配席図





## 宮崎県河川整備学識者懇談会設置要綱

平成26年8月27日

県土整備部河川課

### (設置)

第1条 県管理河川における河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、点検、変更及び事後評価について、広く学識経験者から意見聴取を行うため、宮崎県河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) 整備計画の点検及び変更に関すること。
- (3) 整備計画により実施された事業のうち、県土整備部公共事業事後評価実施基準により事後評価の対象となる事業についての審議に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、県土整備部長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇談会の運営と進行を統括し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会は、県土整備部長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、宮崎県県土整備部河川課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

別表 宮崎県河川整備学識者懇談会委員

	区 分	所 属	役職名	氏 名	住所
1	学識経験者（河川工学）	宮 崎 大 学	名誉教授	すぎお さとる 杉尾 哲	宮崎
2	学識経験者（水質）	宮崎大学工学部	教 授	すずき よしひろ 鈴木 祥広	宮崎
3	学識経験者（水工学・海岸）	宮崎大学工学部	教 授	むらかみ けいすけ 村上 啓介	宮崎
4	学識経験者（魚類）	宮崎大学農学部	教 授	かんだ たけし 神田 猛	宮崎
5	学識経験者（底生動物）	宮崎大学農学部	教 授	みうら ともゆき 三浦 知之	宮崎
6	学識経験者（経済）	宮崎公立大学人文学部	准 教 授	くぼ わ か 久保 和華	宮崎
7	学識経験者（水利）	宮崎県土地改良事業団体 連合会	常務理事	いのまた としお 猪股 敏雄	宮崎
8	学識経験者（植物）	綾町役場 エコパーク推進室	照葉樹林 文化推進 専 門 監	かわの こうぞう 河野 耕三	宮崎
9	学識経験者（動物・鳥類）	宮崎大学農学部	非 常 勤 講 師	なかむら ゆたか 中村 豊	宮崎
10	学識経験者（生活）	鉦脈社	専 務 取 締 役	かわぐち みちこ 川口 道子	宮崎
11	学識経験者（歴史・文化）	県文化財保護審議会	前 会 長	か い りようすけ 甲斐 亮典	宮崎

# 平成 27 年度第 1 回宮崎県河川整備学識者懇談会

## 議事抄録

### 1. 開催日時

平成 27 年 10 月 27 日 14 : 00～15 : 50

### 2. 開催場所

西臼杵支庁大会議室

### 3. 議題

3.1 開催の挨拶

3.2 出席者紹介

3.3 議 事

(1) 宮崎県河川整備学識者懇談会の開催主旨

(2) 環境調査の結果とりまとめ

(3) 河川整備計画（素案）について

(4) 今後のスケジュール

### 4. 出席者

(委員)

所属	役職名	氏名
宮崎大学	名誉教授	杉尾 哲
宮崎大学工学部	教授	鈴木 祥広
宮崎大学工学部	教授	村上 啓介
宮崎大学農学部	教授	三浦 知之
綾町役場エコパーク推進室	照葉樹林文化推進専門監	河野 耕三
宮崎大学農学部	非常勤講師	中村 豊
鉦脈社	専務取締役	川口 道子
県文化財保護審議会	前会長	甲斐 亮典

(事務局)

宮崎県県土整備部河川課	課長	土屋 喜弘
	課長補佐 (技術)	小倉 弘康
	計画調査担当リーダー	戸田 正人
	計画調査担当	甲斐 裕之
	計画調査担当	久保田修司
	計画調査担当	矢野 裕貴
	河川担当主査	森川 慎也

## 5. 議事抄録

議事	議事要旨
(1) 懇談会の開催趣旨について	<p><b>【事務局】</b> 事務局により懇談会開催主旨の説明</p>
(2) 環境調査の結果とりまとめ	<p><b>村上委員)</b> 資料-2 p.4 の五十鈴川の計画高水が空欄になっているが、検討中ということか。 <b>事務局)</b> 今検討中である。次回の懇談会で示す予定である。</p> <p><b>会長)</b> 資料-3 の五十鈴川の生物相の表現が、p.5 では「平均的な生物相」、p.6 では「相対的に生物相は豊か」、p.13 では「豊かな生物相」となっている。県全体として豊かな生物相と解釈してよいのか。矛盾しているように捉えられるので、p.13 の「豊かな生物相」の前に「相対的に」など形容する言葉が必要なのではないか。 <b>事務局)</b> 表現を修正する。</p> <p><b>三浦委員)</b> 資料-3 p.12 の神代川の下流でメダカ南日本型が確認されたとなっているが、確認環境や他の確認種の状況からすると、不自然である。持ち込まれたものではないのか？再度確認してほしい。 <b>事務局)</b> 確認する。</p> <p><b>河野委員)</b> 参考資料の生物リストにおける、外来種の選定の基準はなにか。 <b>事務局)</b> 凡例に示しているように、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、特定外来種に指定されている種と、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに記載されている種を外来種としている。</p>



<p>(3) 河川整備計画 (素案) について</p> <p>(五十鈴川水系河川 整備計画 (素案) )</p>	<p>事務局) p.3 の歴史・文化の項目では、視察会の際に話題に挙げた、河口の尾末神社も追記する予定である。</p> <p>河野委員) p.6~7 の自然環境の記載は、良いことばかりを書いている印象があり、環境の評価として不足がある。また、外来種の状況についての記載も必要と考えるが、その際は流域における人の干渉度合いが外来種の割合に影響するため、その辺りも踏まえた整理をする必要がある。</p> <p>会長) 良いことだけではないはずであるので、現状の表現を再検討し、p.21 の課題へ反映させること。</p> <p>事務局) 修正する。</p> <p>会長) 五十鈴川については、平成12年に護岸整備が完了しているが、p.15にあるように平成16年に浸水被害が発生している。どういう目標で整備するのか。平成16年を最大として、これを目標に整備するのか。</p> <p>事務局) 平成16年が既往最大の洪水であるが、整備目標を既往最大洪水とするとは限らない。目標は降雨の確率年で決めていく。「〇〇年洪水を安全に流下させる」という表現で目標を定める方向で検討している。</p> <p>村上委員) 平成16年の洪水被害が住民の意識の中にはあるはずなので、目標を平成16年の洪水より小さい洪水とする場合の説明は、どうするか検討すべきである。</p> <p>三浦委員) 洪水について、浸水の有無だけで一律的に評価して良いのか。過去の経験より家が建てられている場所が高くなっているなど、文化的な背景を考慮する必要があるのではないか。</p> <p>事務局) 今の考えでは背後地が田畑の区間についても同一の治水安全度とする予定である。県としては、過去の経験を踏まえて河川毎の堤防のあり方を考えている。</p>
<p>(3) 河川整備計画 (素案) について</p> <p>(五ヶ瀬川水系五ヶ 瀬川圏域河川整備計 画 - 県管理区間 - (変更案) )</p>	<p>鈴木委員) p.4 の歴史・文化の項目が、五十鈴川と比べて内容が薄いので、神代川の歴史的な内容も記載したらよいと思う。また、p.5 の河川計画及び河川利用の項目では、高千穂町の住民が地方再生の一環で河川を利用している旨を追記すべきではないか。神代川の話が最後 p.28 で唐突にでてくるので、繋がりを踏まえて記載する必要がないか。天真名井で水が枯れた理由も現状に書いてみたらどうか。</p> <p>事務局) 神代川については、かわまちづくり計画と本計画をもって神代川の計画とする予定である。本計画においては、セットで理解できるよう、記載が必要なものを追加する。</p>

	<p><b>河野委員)</b> 神代川の整備について、ふるさとの原風景を河川整備だけで再生するのは限界があり、流域、町を含めた計画が必要である。また、自然があつての神話だと思う。現状の神代川は近くまで民家が迫っており、都市公園的な整備だけで人が来るとは考えにくい。</p> <p><b>事務局)</b> まずは上流域の住民の意識から変えようという動きがワーキング等ではある。また、神代川の説明に不足している点があり、かわまちづくり計画では、穂觸（くしふる）神社等の周辺の要素も含めてウォーキングコースを整備する動きもある。高千穂町のマスタープランでは、高千穂峡等を含めて町全体で取り組むことがうたわれている。</p> <p><b>甲斐委員)</b> 神代川の水量が減少していることについて、水源涵養の視点があつてもよいのではないのか。</p> <p><b>三浦委員)</b> 神代川の湧水がいつからとまったのか、何故とまったのかを把握する必要がある。何が原因で湧水がとまったのかコメントする必要があるのではないか。また天真名井の整備では生物相は戻ってこないのでは、変化するのは景観のみだと思われる。</p> <p><b>会長)</b> 神代川のかわまちづくりの委員会では、水対策としては用水を利用することや、井戸を掘るなどの案は挙がっている。理想的なことも検討しているが、なかなか難しい。</p> <p><b>会長)</b> 高千穂町には懇談会でなされた議論等は伝えることが望ましい。そうすることによって本計画もより良いものになると考える。</p>
<p>(5) 今後のスケジュール</p>	<p><b>村上委員)</b> 地元市町ヒアリングが9月に行われているが、治水対策についての意見ももらっているのか。</p> <p><b>事務局)</b> 9月のヒアリングは地元市町の河川に関する資料を収集する目的で実施しており、治水対策についての意見はもらっておらず、今後聴く予定である。</p> <p><b>会長)</b> 関係機関協議に地元市町は含まれていないのか。</p> <p><b>村上委員)</b> 地元の意見を計画に反映させる時間はあるのか。</p> <p><b>事務局)</b> 住民説明会や関係市町長への意見照会において御意見を伺う予定である。</p> <p><b>村上委員)</b> 洪水対策の計画の対象流量はこの懇談会で議論して決定するのか。</p> <p><b>事務局)</b> 懇談会の場で計画の対象流量について事務局から委員への意見の要求や、流量を決定するための議論を行うことはない。</p>